

## 平成 29 年度海老名市介護保険運営協議会第 1 回会議 結果

日 時：平成 29 年 6 月 23 日（金）  
午後 1 時 3 0 分～3 時 1 0 分  
場 所：海老名市役所 政策審議室

出席委員 13 名

高橋委員、鈴木委員、久田委員、小賀坂委員、窪倉委員、平本委員、川村委員、  
田中委員、神崎委員、大貫委員、加藤委員、高野委員、吉田委員  
(窪田委員欠席)

事務局（保健福祉部） 5 名

橋本保健福祉部長、木村保健福祉部次長、萩原高齢介護課長、  
安本主幹兼高齢者支援係長、荒井介護保険係長、前田主事

1 開 会 （司会：萩原高齢介護課長）

2 委嘱状交付

えびなケアマネ連絡会橋本委員から田中委員へ変更のため委嘱状交付を行う。  
その他の委員に変更なし。

3 自己紹介

委員の変更、及び人事異動による事務局員変更があったため、各委員、事務局より自己紹介を行う。

4 あいさつ（橋本保健福祉部長・高橋会長）

※橋本保健福祉部長 退席

5 議 題(進行：高橋会長)

(1)地域密着型サービス事業者の指定更新について(荒井係長)

- ・指定更新を受けようとする事業所は①茶話本舗デイサービス海老名かしわ台、②サロンデイ海老名、③デイサービス エンゼルあきちゃんⅡの3事業者で、いずれも定員 18 名以下の地域密着型通所介護事業所
- ・指定の有効期間満了は、それぞれ①平成 29 年 4 月 30 日、②平成 29 年 6 月 30 日、③平成 29 年 7 月 31 日。
- ・人員基準、設備基準、運営基準については、各事業者ともそれぞれ基準を満たしているが、①、③については、機能訓練指導員について資格を持った者の配置がないが、有資格者の配置が算定要件となる加算を算定しない場合、現在は有資格者の配置まで求められていない。しかし、この取扱いも平成 30 年 3 月 31 日までの

期限措置のため、それ以降は有資格者の配置が必要となるが、各事業所とも承知しています。

委員：食費が事業所ごとに違うが、食事内容もちがうのか。

事務局：食費の料金設定については、介護保険給付外となるため、各事業所が料金設定の裁量をもっており、利用者に対しても説明頂いたうえで提供されている。値段に相応したメニューを設定していると思われる。

委員：建物について築年数や耐用年数についての基準はあるか。

事務局：指定基準として設備基準の定めがあるが、築年数や耐用年数についての定めはない。

委員：事業所の栄養面については、基準はあるのか。

事務局：栄養面についての指定基準はない。

事務局：①については、本協議会の開催と都合がつかず事後報告となってしまった。今後は、本協議会の開催に合わせ事業所から指定更新申請を受ける予定。それでも都合がつかない場合は、事前に資料を送付し各委員の意見を聴取する形としたい。

委員：異議なし。

委員：市では指定更新時期以外に事業所の確認するようなことはあるか。

事務局：実地指導という形で現地確認・指導を行っている。

## (2) 総合事業事業者の指定について(安本係長)

- ・平成 29 年 4 月 1 日からの総合事業の開始に伴い、訪問介護 6 事業所、通所介護 8 事業所の事業者指定を行った。
- ・今回、海老名市で指定を行った 14 事業所については、平成 27 年 4 月以降に神奈川県での指定を受けた事業所となる。これ以前に県の指定を受けていた事業所については、今年度 11 月以降に海老名市が指定をする予定。
- ・指定有効期間は 6 年間。6 年の間にも、市で実地指導等を行っていく。

委員：指定事業所の中に、他市に所在する事業所が含まれているがなぜか。

事務局：他市に所在する事業所であっても、海老名市民が利用する場合は、総合事業実施者である海老名市が指定を行うこととなる。

## (3) 平成 30 年度開設特別養護老人ホーム選定結果(安本係長)

- ・平成 29 年 5 月 30 日に開催された第 3 回海老名市介護保険施設等公募選定委員会において、第 6 期介護保険事業計画における特別老人ホームの整備事業者を選定した。
- ・応募事業者は 2 事業者。
- ・第 6 期計画としては、これまで 2 度選定をしたがいずれも開設に至らず、3 度目の選定となる。

委員：協力医療機関は歯科医師会に加入しているか。

事務局：確認を行う。

委員：今後は、選定前の段階で協力医療機関が市内の事業所か確認してほしい。

事務局：そのようにしたい。

委員：構造面はどのようになっているか。

事務局：鉄筋コンクリート造5階建てとなる。

委員：地域住民の理解を得ているか。

事務局：本用地については3度目の選定という経緯もあり、近隣住民からも「整備が決まったら報告してほしい」との要望もある。

#### (4)えびな高齢者プラン 21【第7期】アンケート調査について(荒井係長)

- ・調査目的…えびな高齢者プラン 21(第7期)策定に伴い、介護サービスの利用状況や意向、日常生活の状況等に関するアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料として活用する。
- ・調査概要…目的・項目に応じて3つの調査を行う。
  - ① 市独自の質問項目による調査
  - ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
  - ③ 在宅介護実態調査
- ・調査項目…調査種別により、下記のとおり。
  - ① 前回(第6期)調査票を基本としており、サービスの利用状況、意向を把握することで、今後のサービスや施設整備の必要量を見込む上で活用する。
  - ② 厚労省が作成した調査票を用い、要介護リスクや日常生活の状況を把握することで、地域課題の抽出に活用する。
  - ③ 厚労省が作成した調査票を用い、高齢者等の在宅生活の継続、介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。
- ・対象者数…調査種別により、下記のとおり。
  - ① 40歳以上の市民 3000名(無作為抽出)  
【内訳】40歳から64歳 1,000名  
65歳以上 1,300名  
要介護認定者 700名
  - ② 要介護認定を受けていない高齢者 1,500名  
【内訳】65歳以上 1,300名(①の65歳以上 1,300と重複)  
要支援認定者 200名
  - ③ 在宅の要介護(支援)認定者約 600名
- ・調査方法…調査種別により下記のとおり。
  - ① 対象者を無作為抽出し、郵送による配布・回収方法
  - ② 同上
  - ③ 認定更新者の認定調査時に認定調査員による聞き取り調査を行う

- ・調査期間…調査種別により下記のとおり。
  - ① 平成 29 年4月5日(水)から4月 28 日(金)
  - ② 同上
  - ③ 平成 28 年 10 月から平成 29 年3月
- ・進捗状況…集計中につき、次回開催時に報告予定。

質疑なし

(5)平成 28 年度地域包括支援センターの活動状況について(安本係長)

- ・市内6カ所の地域包括支援センターがあり、それぞれが対象地域を受け持ち、地域に暮らす高齢者やその家族などの悩みや問題に対応している。
- ・相談数等については、平成 27 年度と比較して大きな変化はない。
- ・地域包括ケアシステムの構築、介護予防の観点から、包括支援センターが地域のサロン活動に出向く機会が増えてきている。加えて、平成 28 年度より社会福祉協議会に生活支援コーディネーターの設置を委託している。コーディネーターは包括同様に対象地域を受け持ち、各地区担当コーディネーターと包括職員が地域に出向き、地域ごとのニーズや課題の把握を行っている。
- ・相談数の増加に加え、地域に出向く機会も増えていることから、平成 29 年度より包括の職員数を1名増員し4名体制とすることとした。新たな職員の確保に難航した包括もあるが、6月現在はすべての包括が4名体制としている。
- ・総合事業の開始に伴い、要支援者に加え総合事業対象者のマネジメント数が増加することが見込まれる。

委員：包括の権利擁護事業とは、社会福祉協議会の権利擁護事業と重複しないのか。

事務局：昨年度、社会福祉協議会に成年後見センターが設置され、弁護士等専門職による相談業務や成年後見制度の活用補助等の専門的・実務的な活動を行っている。地域包括支援センターの権利擁護活動としては、他機関等と連携し実務的な活動を行う場合もあるが、ほとんどは予防としての関わりや制度の説明等、地域における第一次的な相談窓口という役割である側面が強く、成年後見センターや法律事務等専門機関へ対象者を繋ぐことが主な活動となる。

委員：市民後見人の養成、活用についてはどうか。

委員：現在8名の候補者登録があるが、実際に後見活動を行っている者はいない

委員：周知不足やニーズがないこと等があるのか。

委員：条件を絞っていることが考えられる。通常の後見ではなく、市長申し立てによる後見に限定していることや、後見候補者を選任する調整会議において市民後見人を選任するようなケースがまだ出てこないというのが実情。

(6)その他

- ・次回は8月25日に開催を予定。

## 6 閉 会